

令和7年度（2025年度）

環 境 速 報

第214号

令和7年（2025年）3月31日（月）発行

目次

◇令和7年4月1日施行の主な環境法令の概要について	1
脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の完全施行、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係等	
◇省エネコラム ～異常気象と温暖化～	4
小林技術士事務所 小林和男	
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識（第20回） ～地球温暖化対策推進法について～	6
◇環境法令改正情報（令和6年12月2日～令和7年3月28日）	8
◇協会からのお知らせ	14

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21
地域事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

エコアクション21 無料個別相談会のご案内

1 開催日時 原則、毎月第3水曜日

開催日	相談時間帯	備考（相談時間など）
① 2025年4月16日（水）	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
② 2025年5月21日（水）		
③ 2025年6月18日（水）		
④ 2025年7月16日（水）		

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10
（一般社団法人長野県産業環境保全協会 事務室までお越ください。会場までご案内します。）

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家（エコアクション21審査員等）又は事務局が対応します。

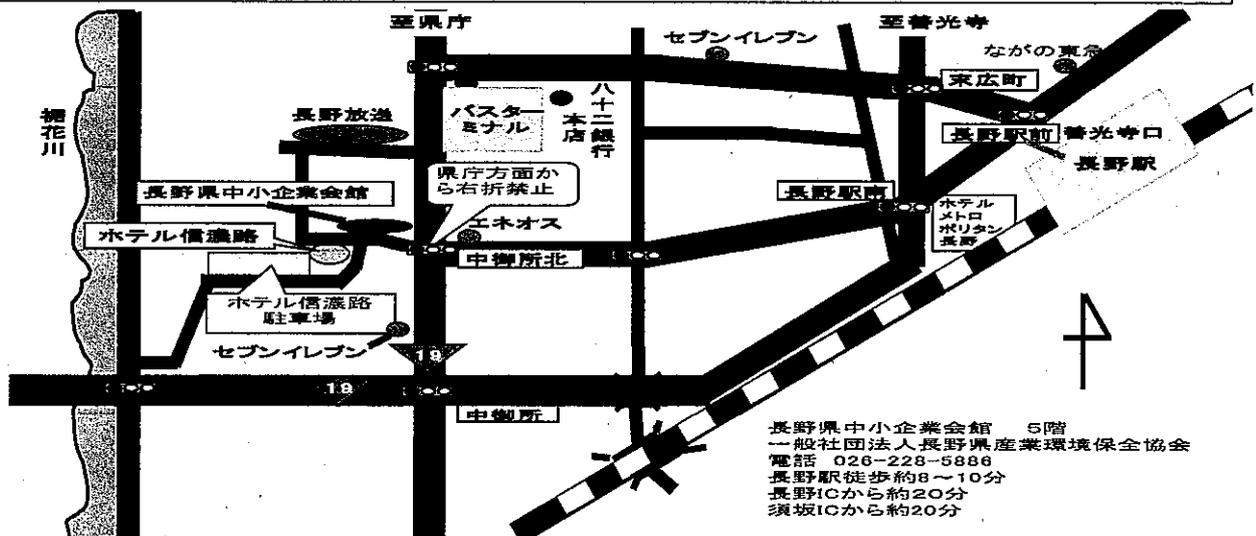
②リモート（Zoom）での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会（エコアクション21地域事務局 長野産環協）
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階
Tel：026-228-5886 Fax：026-228-5872 e-mail:ea21nasa@nasankan.or.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

エコアクション21 無料個別相談会申込書

相談希望日（何れかに○印）	希望時間帯（午後1時30分～午後4時30分の間の内での希望あれば）
① 4月16日（水）	午後 時 分頃 ～ 午後 時 分頃
② 5月21日（水）	
③ 6月18日（水）	
④ 7月16日（水）	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先（Tel・Fax・mail）	
その他連絡事項など	



令和7年4月1日施行の主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した法令で、令和7年4月1日から施行される主な法令（法律・政令・規則・告示・長野県条例・長野県規則）の制定・改正のポイントを、所管行政庁の報道発表資料やホームページに掲載されている情報等により紹介します。（選定・文責：一般社団法人長野県産業環境保全協会 専務理事 古川雅文）

- 1 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年6月17日公布：令和4年法律第69号）
*「建築基準法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）」が改正され、令和7年4月1日に全面施行。

【改正のポイント】

- ① 全ての新築で省エネ基準適合の義務化
- ② 木造戸建て住宅等の建築確認手続き等の見直し(※)
- ③ 木造戸建て住宅等の壁量計算等の見直し

(※)建築行為以外に大規模な修繕、模様替えに関しても手続きが替わる。

詳しくは次の国土交通省ホームページを参照のこと。

「建築確認・検査の対象となる建築物の規模等の見直し」（国土交通省ホームページ）

- 2 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

（令和6年1月25日公布：環境省令第4号）

【改正のポイント】

- 排水基準を定める省令中、別表第2に掲げる「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を800CFU（コロニー形成単位）/mLに改める

- 3 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律

（令和6年4月19日公布：法律第18号）

【法律のポイント】

- ① 地域における生物の多様性の増進（維持、回復又は創出）のための活動の促進
- ② 増進活動実施計画等の認定制度の創設（企業等・市町村）
- ③ 生物多様性維持協定（土地所有者・市町村）

- 4 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

（令和6年6月19日公布：法律第56号）

【改正のポイント】

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等
- ② 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

5 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令
(令和6年9月27日公布：政令第310号)

【改正のポイント】

- ① 第二種特定化学物質の指定（化審法施行令第2条）
「NPE」を第二種特定化学物質として指定。
- ② 技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品の指定（化審法施行令第9条）
「NPE」が使用されている水系洗浄剤について、表示の義務を課し、かつ技術上の指針の遵守を求める製品として指定。
- ③ 所要の経過措置を設ける。

6 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(令和6年10月25日公布：環境省令第26号)

【改正のポイント】

- ① 温室効果ガスの排出量算定・報告の強化
- ② 企業の排出量削減目標の設定を義務化
- ③ 企業や自治体の脱炭素対策の透明性を高めるための制度強化。

7 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令
(令和7年1月20日公布：経済産業省令第2号)

【改正のポイント】

- ① 再エネ発電事業計画の認定要件の見直し
- ② 電力事業者の再エネ導入目標を明確化
- ③ 再生可能エネルギーの普及を促進するための制度整備。

8 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令
(令和7年3月3日公布：(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号)

【改正のポイント】

- ① 温室効果ガス排出量報告制度の見直し
- ② 企業の報告義務を強化
- ③ 事業者の排出削減対策の進捗を管理する制度を拡充。

9 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(令和7年3月21日公布：長野県条例第21号)

【改正のポイント】

- ① 地球温暖化対策推進法の改正を反映
- ② 事業の環境影響評価の基準を厳格化
- ③ 県内の脱炭素推進に向けた環境影響評価の強化。

10 良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

(令和7年3月21日公布：長野県条例第22号)

【改正のポイント】

- ① 水質汚濁防止基準の変更
- ② 「大腸菌群数」を「大腸菌数」に変更
- ③ 許容限度の見直し
- ④ 環境基準の改正に伴う地域の水質保全強化。

11 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

(令和7年3月28日公布：環境省令第9号)

【改正のポイント】

- 除去土壌の処分の基準として、除去土壌の埋立処分・復興再生利用の基準等を設けるとともに、関連する告示を定める。

～ 異常気象と温暖化 ～

昨夏の記録的な猛暑や今冬の記録的な豪雪など毎年のように記録が更新されています。年明け1月は降雪が少なく雪かきの回数は少なく春を迎えられるかと思っていましたが、2月に入ってから近年にない降雪量となりました。私の住む飯山市では最深積雪161cmでした。雪下ろし中の屋根からの落下や除雪中の事故など各地で発生し、亡くなられた人や重体の方がいます。3月上旬も警報級の大雪となり私の家の北側一階屋根は雪に埋もれてしまい、雪下ろしではなく家を掘り出しています。一階屋根の高さより雪の高さの方が高くなってしまいました。

交通障害や事故を未然に防ぐため高速道路など幹線道路は「予防的通行止め」が実施され、鉄道各社も計画運休を実施しました。JR飯山線は除雪作業のため県境の森宮野原駅から十日町駅間で連日運休となりました。「カミ雪」と呼ばれている豪雪で昨年3月7日午前8時半ごろ上信越道上り線の小諸ICと佐久IC間で48台が絡む死傷者多数の多重事故が発生したことを思い出しました。台風19号災害と同様に異常気象がもたらす災害とも言えます。

最近の熊出没、米や野菜の価格高騰、山林火災など異常気象に関係するとも考えられます。この異常気象の原因は地球温暖化の影響と言われています。エネルギー起源の二酸化炭素排出量の削減対策は次の3つです。

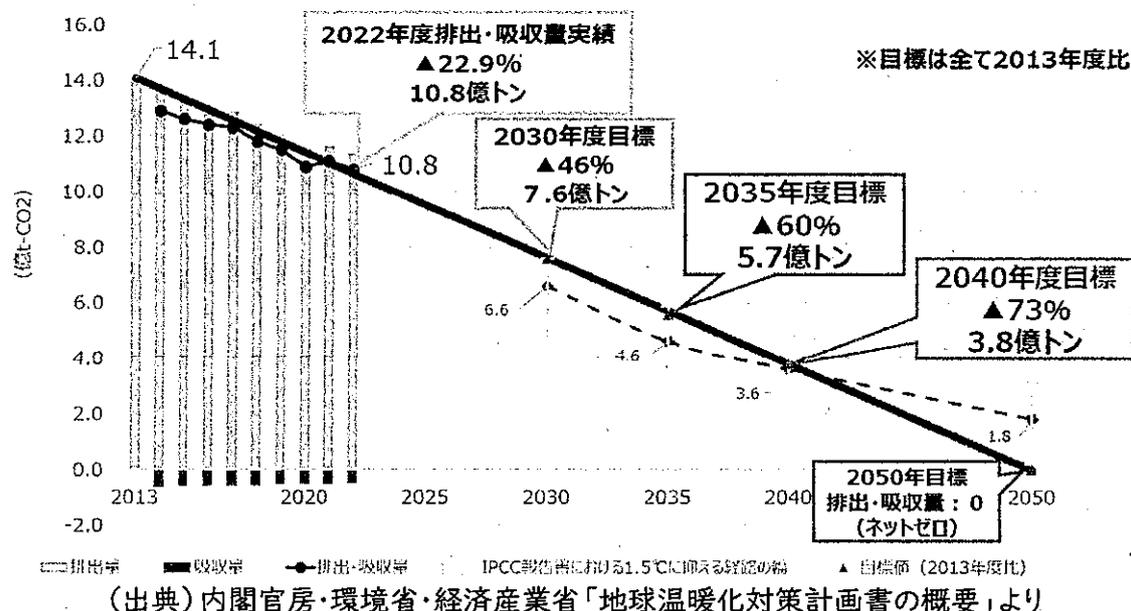
- ① 省エネ: 徹底的な省エネの取り組み継続
- ② 再エネ: 太陽光発電(ペロブスカイト太陽電池の普及)、風力発電、水力発電などの再エネ電気の普及
- ③ 燃料転換: 水素やアンモニアなど脱炭素燃料への転換

それでも削減することができない二酸化炭素排出量は一定量ありますので、その排出量分は今後の新技術による地中に貯留する技術(CCUS)を活用する計画です。

これまでの削減目標の2013年度比で2030年度46%削減からさらに踏み込んで、世界全体での1.5度目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すことを今年2月に閣議決定されました。同日にこの目標を達成するための計画として第7次エネルギー基本計画が閣議決定されました。(図参照)

長野県の二酸化炭素排出量の削減目標は、2010年度比で2030年度60%減、2050年度ゼロ、飯山市は2010年度比で2030年度62%減、2050年カーボンニュートラルの実現を目指しています。その目標達成に向けて、長野県は雪国での太陽光発電導入に向けた「県民参加型予算」による調査を開始しました。調査事業は中野飯山地域6市町村を管轄する北信地域振興局が主導し、積雪が深いエリアの建物を調査員が確認し、太陽光パネル設置の

可否や設置可能な規模を判定、積雪量や屋根など建物の形状ごとに設置できる太陽光パネルを紹介するガイドブックを作り、住宅所有者やメーカーに周知するものです。



米国の新政権が地球温暖化対策の国際枠組み「パリ協定」から離脱し、気候危機回避の行方に暗い影を落としています。これにより金融機関の国際連合「ネットゼロ・バンキング・アライアンス (NZBA)」から脱退する国内金融機関もでてきています。NZBAは、投融資活動の見直しにより 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする取り組みで、排出量の多い石油・ガス、鉄鋼、発電、輸送などの分野を対象に、脱炭素につながる新技術を資金面で支援するといった取り組みです。

また、現在継続されている戦火や戦闘機の訓練などの軍事演習が莫大な二酸化炭素を排出量することは容易に想像できます。戦争をやめ軍縮に向かえば温暖化の大きな抑止力となると想像できますが、このような議論にはならないようです。

2030 年まで残すところ5年となりこの期間での取り組みが今後大きく影響すると言われています。「パリ協定」の目標達成には、今年までに排出を減少に転じさせることが必要とされています。すでに世界で1.1度上昇しているとされています。日本の昨年の平均気温は平年を1.48度上回り、過去最高を更新しました。この現状は厳しいものです。

小林 和男 小林技術士事務所 所長
 技術士(電気電子部門/総合技術監理部門)
 e-mail:koba@iiyama-catv.ne.jp

知っておきたい環境法規制の基礎知識（第20回）

～地球温暖化対策推進法について～

1. はじめに

地球温暖化対策推進法（正式名称：地球温暖化対策の推進に関する法律、温対法とも呼ばれる）は、地球温暖化対策に取り組むために1998年に成立した法律である。温室効果ガスの排出量の削減等の目標等を定めている「地球温暖化対策計画」等は、この法律に従って策定されている。当初は京都議定書の目標達成に向けて温室効果ガスの削減目標や削減計画を立てていたが、2020年10月に2050年カーボンニュートラル（温室効果ガスの排出を全体としてゼロを目指す）ことを宣言したことにより、それを踏まえて法律の改正を行った。特に、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として明記された（2021年5月の改正）ことや、温室効果ガスの大幅な削減目標を設定したことにより、温暖化対策の取り組みが加速した。

本記事では地球温暖化対策推進法の中から、政府の地球温暖化対策計画、事業者の責務について解説をする。なお、法律の全体像については法律の条文をご覧ください。

2. 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法において、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」）を定めなければならない、と定められている。地球温暖化対策計画は以下の4つの章から構成されており、その中で温暖化対策について細かく計画が定められている。

- | |
|----------------------------|
| 第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向 |
| 第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標 |
| 第3章 目標達成のための対策・施策 |
| 第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために |

第1章では、日本の温暖化対策の目指す方向や地球温暖化対策についての基本的な考え方について記載されている。第2章では主に削減目標について、第3章では地球温暖化対策として温室効果ガスの削減・吸収に関する対策・施策について、国や地方自治体の役割を記載している。また、事業者についての温室効果ガスの削減・吸収に関する対策・施策を業種別に記載している。第4章では進捗管理について記載している。

地球温暖化対策の計画において特に重要な事項である温室効果ガスの削減目標については、第2章に記載されている。内容は以下のとおり。また、温室効果ガス別の目標、排出状況もこの章に記載されている。

●温室効果ガスの削減目標（令和7年2月18日閣議決定）

2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。

地球温暖化対策計画は日本の地球温暖化対策において、基本となる計画であるため、一度目を通していただきたい。

3. 事業者の責務

地球温暖化対策推進法では、事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削

減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない、としている。

全ての事業者は出来る限り温室効果ガスの排出量を少なくするように努力することを求めている。

●温室効果ガス算定排出量の報告

地球温暖化対策推進法第 26 条では、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣に報告しなければならない、としている。

●特定排出者とは

対象となる事業者は、事業で排出する温室効果ガスが、エネルギー起源の CO2 かそうではないかで分けられる。詳細は以下のとおり。

エネルギー起源の CO2 の温室効果ガスを排出する事業者	【特定事業所排出者】
	<p>全ての事業所のエネルギー使用量合計が原油換算 1,500kl/年以上の事業者が対象 具体的には以下の(1)~(4)のいずれかに該当する事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 省エネ法による特定事業者 ② 省エネ法による特定連鎖化事業者 ③ 省エネ法による認定管理統括事業者又は管理関係事業者のいずれかであつて、かつ、全ての事業所のエネルギー使用量合計が 1,500kl/年以上の事業者 ④ 上記以外の事業者であつて、かつ、全ての事業所のエネルギー使用量合計が 1,500kl/年以上の事業者
排出する事業者 以外の温室効果ガスを エネルギー起源の CO2	【特定輸送排出者】
	<ul style="list-style-type: none"> ① 省エネ法による特定貨物輸送事業者 ② 省エネ法による特定旅客輸送事業者 ③ 省エネ法による特定航空輸送事業者 ④ 省エネ法による特定荷主 ⑤ 省エネ法による認定管理統括荷主又は管理関係荷主のいずれかであつて、かつ、貨物輸送事業者に輸送させる貨物輸送量が 3,000 万トンキロ/年以上の荷主 ⑥ 省エネ法による認定管理統括貨客輸送事業者又は管理関係貨客輸送事業者のいずれかであつて、かつ、輸送能力の合計が 300 両以上の貨客輸送事業者
排出する事業者 以外の温室効果ガスを エネルギー起源の CO2	【特定事業所排出者】
	<p>次の①及び②の要件を満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出を伴う活動（排出活動）が行われ、かつ、当該排出活動に伴う排出量の合計量が当該温室効果ガスの種類ごとに CO2 換算で 3,000 トン以上 ② 事業者全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上

温室効果ガスの排出量削減等について日々取り組んでいる中で、根拠となる法律について確認をする機会としていただきたい。

環境法令改正情報

令和6年12月2日～令和7年3月28日

月日	改正法令	概要
12月		
2日	農業の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令（農林水産六二）	農業取締法第18条（販売者についての農業の販売の制限又は禁止等）第2項の規定に基づき、農業の販売の禁止を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。
	農業取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正する省令（農林水産・環境四）	農業取締法第4条（登録の拒否）第1項第11号の規定に基づき、農業取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。
4日	公害紛争処理法施行令の一部を改正する政令（三五六）	公害紛争処理法第44条（紛争処理の手続きに要する費用）第1項及び第47条（公害等調整委員会規則等への委任）の規定に基づき、公害紛争処理法施行令の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を行うもの。
9日	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通一〇三）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（略称「海洋汚染防止法」）施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第204号）の施行に伴い、並びに「海洋汚染防止法」第17条の4（水バラスト記録簿）第2項、第19条の22（燃料油供給証明書等）第1項及び第19条の54（国土交通省令への委任）並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条（電磁的記録による保存）及び第4条（電磁的記録による作成）第1項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正し、一部を除き、令和7年1月1日から施行する。
10日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項、PFOA又はその塩の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（総務・厚生労働・経済産業・国土交通・環境・防衛二）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（略称「化審法」）施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第244号）の施行に伴い、並びに「化審法」第28条（基準適合義務）第2項の規定に基づき、及び「化審法」施行令附則第4項の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項、PFOA又はその塩の項又はPFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正し、「化審法」施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和7年1月10日）から施行する。
11日	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令（三六八）	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（略称「生物多様性増進活動促進法」）の施行期日は、令和7年4月1日とする。
	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三六九）	「生物多様性増進活動促進法」の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法第35条（重要事項の説明等）第1項第2号及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第6条（木材関連事業者による合法性の確認等）第2項第2号の規定に基づきこの政令を制定し、「生物多様性増進活動促進法」の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。経過措置あり。

月日	改正法令	概要
12月 11日	二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通・環境四）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（略称「海洋汚染防止法」）第19条の26（二酸化炭素放出抑制指標に係る確認）第1項第2号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標等に関する基準を定める省令の一部を改正し、令和7年1月1日から施行する。経過措置あり。
16日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境三二）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称「廃棄物処理法」）第12条（事業者の処理）第1項並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条（産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準）第1項第1号ロ及び第2号ホ（2）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から3月を経過した日から施行する。水銀使用製品産業廃棄物の処分に関する改正。
18日	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（三八二）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（略称「化審法」）第2条（定義等）第2項、第24条（製品の輸入の制限）第1項、第25条（使用の制限）及び第52条（経過措置）一部を除き、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。経過措置あり。（1）第一種特定化学物質の指定：「UV-328」、「メトキシクロル」及び「デクロランプラス」について、第一種特定化学物質に追加指定。（2）第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定：「UV-328」が使用されている場合に輸入することができない製品として、プラスチック用紫外線吸収剤等の4種類の製品を指定。また、「デクロランプラス」が使用されている場合に輸入することができない製品として、難燃剤等の5種類の製品を指定。（3）例外的に第一種特定化学物質の使用可能な用途の指定：「デクロランプラス」について、例外的に使用可能な用途として、「防衛省設置法に規定する装備品等に使用する断熱材の製造」を定める。
	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則（農林水産・国土交通・環境一）	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（略称「生物多様性増進活動促進法」）の規定に基づき、及び同法を施行するため、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則を定める。
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を廃止する省令（国土交通・環境五）	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（略称「生物多様性増進活動促進法」）の施行に伴い、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第七項に規定する都道府県知事に対する協議に関する省令を「生物多様性増進活動促進法」施行の日（令和7年4月1日）に廃止する。
	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令（環境三三）	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（略称「生物多様性増進活動促進法」）第35条（主務大臣等）第3項に基づき、地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令を定め、「生物多様性増進活動促進法」施行の日（令和7年4月1日）から施行する。
	地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令等を廃止する省令（同三四）	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（略称「生物多様性増進活動促進法」）の施行に伴い、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律第四条第六項に規定する環境大臣に対する協議に関する省令等を「生物多様性増進活動促進法」施行の日（令和7年4月1日）に廃止する。

月日	改正法令	概要
12月 27日	水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（四〇二）	水銀による環境の汚染の防止に関する法律（略称「水銀汚染防止法」）第2条（定義）第1項及び第30条（経過措置）の規定に基づき、水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正し、一部を除き、令和8年1月1日から施行する。経過措置あり。内容①特定水銀使用製品に特定の電池等を指定する。②経過措置を定める。
令和7年 1月		
16日	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令（二）	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律附則第1条第2号に掲げる規定（法第2章（基本方針等（第3条から第7条まで））、第3章第1節（廃棄物処分業者による資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化の促進（第8条から第10条まで））、第46条（経過措置）及び第49条（命令違反に係る罰則）の規定）の施行日を令和7年2月1日とする。
	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令（三）	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第10条第1項の要件（特定産業廃棄物処分業者）は、以下の①・②のいずれかに該当することとする。①当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。②において同じ。）を行った産業廃棄物の数量が1万トン以上であること。②当該年度の前年度において処分を行った廃プラスチック類の数量が1,500トン以上であること。
	廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（環境一）	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第8条（廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項）第1項の規定に基づき、廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項を定める省令を定め、令和7年2月1日から施行する。
20日	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二）	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（略称「再生エネ特措法」）第9条（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）第4項第3号の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。規則第5条に関する改正。
30日	特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・環境一）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（略称「種の保存法」）第30条（特定国内種事業の届出）第1項第4号の規定に基づき、特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正し、令和7年2月12日から施行する。規則第2条（特定国内種事業の届出）に関する改正。
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二）	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（略称「種の保存法」）第9条（捕獲等の禁止）第4号及び第12条（譲渡し等の禁止）第1項の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正し、令和7年2月17日から施行する。

月日	改正法令	概要
2月		
13日	特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境二）	地球温暖化対策の推進に関する法律（略称「地球温暖化対策推進法」）施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第8号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第7条（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法）第3項の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。
17日	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境三）	動物の愛護及び管理に関する法律（略称「動物愛護管理法」）の規定に基づき、及び同法を実施するため、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正し、一部を除き、公布の日から施行する。経過措置あり。規則第21条の9（狂犬病予防法の特例）等に関する改正。
	大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（同四）	大気汚染防止法第18条の27（排出基準）及び第18条の35（水銀濃度の測定）の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正し、令和7年10月1日から施行する。経過措置あり。規則第16条の19（水銀濃度の測定）に関する改正、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）附則別表第1の5の項に5の2を加える改正。
19日	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（三五）	労働安全衛生法第57条（表示等）及び第113条（経過措置）の規定に基づき、労働安全衛生法施行令の一部を改正し、令和9年4月1日から施行する。経過措置あり。
	労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働一二）	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第35号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令第18条（名称等を表示すべき危険物及び有害物）第2号及び第18条の2（名称等を通ずべき危険物及び有害物）第2号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正し、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第35号）の施行の日から施行する。
28日	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境五）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（略称「鳥獣保護法」）第12条（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）第1項第3号、第41条（狩猟免許の申請）、第56条（狩猟者登録の申請）及び第61条（狩猟者登録の変更の登録等）第2項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正し、令和7年3月1日から施行する。
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通一）	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（略称「建築物省エネ法」）第22条第1項及び第25条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。経過措置あり。

月日	改正法令	概要
3月		
3日	<p>温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛一）</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第8号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第26条（温室効果ガス算定排出量の報告）第1項、第27条（権利利益の保護に係る請求）第2項及び第32条（情報の提供等）第1項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告に関する命令の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。経過措置あり。</p>
	<p>下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通・環境一）</p>	<p>下水道法施行令第6条（放流水の水質の技術上の基準）第1項、第9条（除害施設の設置等に関する条例の基準）第2項、第9条の5（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準）第4項及び第9条の11（除害施設の設置等に関する条例の基準）第3項の規定に基づき、下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。</p>
	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境六）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称「廃棄物処理法」）第8条の2（許可の基準等）第1項第1号及び第8条の3（一般廃棄物処理施設の維持管理等）第1項の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。</p>
	<p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（同七）</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称「廃棄物処理法」）第8条の2（許可の基準等）第1項第1号及び第8条の3（一般廃棄物処理施設の維持管理等）第1項、第9条（変更の許可等）、第15条の2（許可の基準）第1項第1号及び第15条の2の3（産業廃棄物処理施設の維持管理等）第1項の規定に基づき、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正し、一部を除き、令和7年4月1日から施行する。経過措置あり。</p>
	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正する省令（同八）</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条（埋立場所等に排出する廃棄物の排出方法に関する基準）第1項第2号及び同条第2項第4号の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令及び余水吐きから流出する海水の水質についての基準を定める省令の一部を改正し、一部を除き、令和7年10月1日から施行する。</p>
14日	<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通一三）</p>	<p>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（略称「省エネ法」）第107条（定期の報告）第1項、第131条（定期の報告）第1項、第136条（定期の報告）第1項及び第145条（定期の報告）第1項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。</p>

月日	改正法令	概要
3月 21日	長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（長野県条例第21号）	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している規定について改正するほか、所要の改正を行う。条例第26条（対象事業の実施の制限）、第46条（都市計画法の適用を受ける事業に関する特例）及び第47条（適用除外）に係る改正。令和7年4月1日から施行する。
	良好な生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（長野県条例第22号）	水質汚濁防止法施行令の一部改正に伴い、規制項目中の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるほか、所要の改正を行う。令和7年4月1日から施行する。経過措置あり。別表の1（有害物質に係る上乗せ排水基準）中の有害物質の種類及び許容限度に関する改正及び同表の3（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質質量及び大腸菌群数に係る上乗せ排水基準）の「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「1立方センチメートルにつき個」を「1ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「3,000」を「800」に変更する。
24日	食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一）	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（略称「食品リサイクル法」）第7条（食品関連事業者の判断の基準となるべき事項）第1項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正し、公布の日から施行する。
	食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令（同二）	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（略称「食品リサイクル法」）第9条（定期の報告）の規定に基づき、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正し、公布の日から施行する。
27日	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業一七）	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（略称「省エネ法」）の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。
	食品表示基準の一部を改正する内閣府令（内閣府二六）	食品表示法第4条（食品表示基準の策定等）第1項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正し、一部を除き、公布の日から施行する。経過措置あり。
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（環境九）	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第23条（特定一般廃棄物等の処理の基準）第1項、第24条（特定一般廃棄物処理施設等の維持管理の基準）第1項、第40条（土壌等の除染等の措置の基準）第2項、第41条（除去土壌の処理の基準等）第1項及び第2項並びに平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第22条（特定廃棄物処理基準）の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。
	環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（環境一〇）	浄化槽法の規定に基づき、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。
	公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則（公害等調整委二）	公害紛争処理法第47条（公害等調整委員会規則等への委任）の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。

～協会からのお知らせ～

○会報サン第53号を令和7年3月14日発行しました。

本号では、特集「今すぐできる・始めよう・進めよう！脱炭素」として、省エネや再生可能エネルギーの導入・普及拡大を進めている多くの団体・事業所や専門家の皆様から貴重な記事や情報の提供を受け、会員の皆様に脱炭素ガイドブックとして活用いただくことを目的に編集・発行しました。参考になれば幸いです。

お詫び

会報サン第53号発行に際し、校正及び印刷工程で次の通り、誤植・欠落を見落とし、会報を発行・配布いたしました。発行責任者としてお詫びいたします。

専務理事 古川雅文

① 「もくじ」

正：「一般財団法人省エネルギーセンター」

誤：「一般社団法人省エネルギーセンター」

② 「80頁」

正：「三位一体の活動をお客さまと取り組むことで、当社はお客さまの「脱炭素パートナー」として、ともに歩んでまいります。

誤：「三位一体の活動をお客さまと取り組むことで、当社はお客さまの「脱炭素パートナー」 以下文章の欠落

現在、印刷会社が会員分について刷直しの対応をしています。

交換を希望される皆様には刷直しでき次第、送付させていただきますので、協会事務局まで連絡をお願いいたします。

○令和7年度通常総会を5月27日（火）に開催します。

3月26日（水）開催した令和6年度第5回理事会で、令和7年度通常総会を5月27日（火）長野市で開催することが決定されました。

会員の皆様への招集通知は、関係資料とともに5月中旬に送付する予定です。

○「令和7年度版 公害関係基準のしおり」を4月中旬から販売します。

購入希望の方は、次ページに掲載した要領で、ファックス、メール等でお申し込みください。送料は購入者負担となります。

「令和7年（2025年）版公害関係基準のしおり（長野県環境部）」の販売について

希望者は次の要領で、協会事務局までお申し込みください。発売開始は4月中旬の予定です。

◎ 公害関係基準のしおり（令和7年（2025年）3月発行 長野県環境部）

(1)仕様及び概略内容 A4 130ページ程度

- 長野県に關係する環境基準（水質，大氣，騒音，土壤）
- 排出基準（水質，大氣，騒音，振動，悪臭，土壤）
- 参考資料（農業用水基準關係，水道法水質基準など）

(2)定価 750円

(3)送料 実費 *申込者負担

(税込み) 目安：1～3冊 105円 4～6冊 210円(2口に分けて送付) 7～15冊 840円

(4)申込方法

下記申込書にご記入の上、郵送、FAX又はメールでお申し込みください。1週間程度でお届けします。代金は、到着後1ヶ月以内に 冊子に同封した請求書記載の指定口座にお振り込みください。(振込手数料はご負担願います。)

◎申込先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10
 長野県中小企業会館5階 (一社)長野県産業環境保全協会
 電話 026-228-5886 FAX 026-228-5872
 e-mail nasankan@alps.or.jp
 担当者：古川・須佐

(5)その他ご案内

「公害関係基準のしおり」は毎年長野県環境部で発行し、県のホームページに掲載されています。
<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>

切 り 取 り 線

図 書 購 入 申 込 書 (公害関係基準のしおり)

令和7年（2025年） 月 日

(一社)長野県産業環境保全協会 御中

社名・団体名

所在地 〒

担当部署・担当者氏名

電話番号

FAX番号

記

	単 価	数量(冊)	金額(税含む)	送料(実費)
公害関係基準のしおり	750円			

*送料不明の場合は記入しなくて結構です。

請求書送付用住所票(楷書でご記入ください。ゴム印使用はなるべくお避けください。)

所在地 : 〒

貴社名 : 担当部課名

担当者名 : 様(電話番号)

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指しませんか



環境省
エコアクション21



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



環境省



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies